特　記　仕　様　書

第１章　総則

第１条　本特記仕様書（以下特記仕様書という）は、山梨県土木工事共通仕様書（令和８年１０月山梨県県土整備部）に定める事項の他、本工事に関する必要事項を定めるものである。

第２条　特記仕様書は、令和８年度に富士川町の発注する雨水対策事業・東川排水区(第４地区)雨水管渠布設工事に適用する。施工にあたっては、工事目的を十分に把握し目的を達成するものとする。

第３条　施工計画書を提出し、監督員の承認を得てから工事に着手するものとする。

第４条　工程管理は綿密に計画し、逐次進捗状況を監督員に報告するものとする。

第５条　工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、道路安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁署への届出及び許可の手続きは速やかに行い、監督員に報告するものとする。

第６条　着工前には、監督員・請負者及び必要に応じ他工区の請負者と事前協議を行い工程並びに安全管理等の打ち合わせを行うこと。
なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合、及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第７条　工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し、監督員に報告するものとする。なお、工事に支障がある場合は、施工方法及び工程について監督員と別途協議するものとする。

第８条　請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。
１．積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

第２章　安全・訓練等について

第９条　１．本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

①　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
②　本工事内容等の周知徹底
③　土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
④　本工事における災害対策訓練
⑤　本工事現場で予想される事故対策
⑥　その他、安全・教育等として必要な事項

２．施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

３．安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事報告書（工事月報）に記録し、翌月第１週に監督員に報告するとともに、工事完成時にも書類と共に提出するものとする。
なお､工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

第３章　工事関係

第１０条　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日国土交通省告示第318号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号、最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（平成16年9月1日までに装着したものに限る。）を使用するものとする。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議のうえ設計変更するものとする。
また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機　　種	備　　考
・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事機械のうち、	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械。

ベース　マシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油　圧ユニットを搭載しているもの） ［油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜　機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アース　ドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機］ ・ローラ類 ［ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ］ ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	

第１１条　工事着手前および施工中に現場と設計図書に差違または不明点が生じた場合は契約書第１８条第１項第１号から第５号に関わる照査を行い、確認できる資料を監督員に提出し、確認を求めること。提出後、確認された場合は監督員と処理を協議すること。なお、確認できる資料は請負者の負担により作成すること。

第１２条　工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

第１３条　現場代理人は必ず現場に常駐し、工事の運営、取締、下請負等の管理を行わなければならない。現場代理人が職務に不適当と思われる場合、改善を求めることがある。

第１４条　工事着手前には構造物の法線、用地幅を工事測量により確認し、必ず現場で確認ができるよう丁張を設置すること。また、必要に応じ用地幅杭を設置すること。また、その起工測量結果を監督員に提出すること。

第１５条　本工事の発生土について、建設副産物処理基準(建設発生土)の指定処分Ｂとし設計運搬距離の範囲において、搬出先を選定し搬出するものとする。請負者は搬出先について監督員の承諾を得ることとし運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更の対象とするが、設計運搬距離以上の場合はその理由を明確にすること。また、施工計画書に位置、経路を明記すると共に、処理地に民有地を使用する場合は所有者と十分協議して処理すること。それ以外の廃材等（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、建築廃材、廃油、汚泥等）は絶対に混入しないこと。このような事実が明らかになった場合、請負者の負担により処理するよう指示することがあり得る。

第１６条　本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出は R1 センサスに対応していないため不可）

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資

源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD、FD等）により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。

URL https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、「土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項」、「建設副産物処理基準［5］再生資源利用促進（計画・実施）書の提出」、および「再生資源利用基準［7］再生資源利用（計画・実施）書の提出」に代わるものとする。

第17条 1．請負者は、山梨県県土整備部が定める「再生資材利用基準」（令和7年11月）に基づき再生資材を利用するものとする。

2．本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処分すること。但し、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と相談の上処理方法を決定するものとする。

3．舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第18条 請負者は次の資材の利用に際し、再生資材を使用すること。

資材名	規格	使用箇所
再生密粒度アスコン	再生密粒度（20）	表層
再生砕石	ＲＣ－４０	下層路盤材等

なお、使用に際し舗装再生便覧等を遵守するものとする。

第19条 使用材料はＪＩＳ規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものを使用する。2次製品については材料の品質検査、物理検査等のメーカー証明済み書類を提出すること。なお、詳細の提出書類については監督員の指示とする。

事前に検査を指示されたものについては、検査前にその外観及び品質証明書を照合して確認した資料を提出すること。

第20条 施工管理は原則として共通仕様書によるが、これにより難い場合は監督員と協議すること。また、施工管理の方法、規格値等を施工計画書に記載すること。

第21条 請負者は設計図書に従って現場で出来型測量を行い、その結果に基づき設計数量に対応した出来型数量および出来形図､展開図等を監督員に提出すること。（設計図面を活用できる場合は設計値と対比した形式で作成すること）提出は出来形測量が可能なところから順次提出し、工期前最低2週間前にはすべて提出すること。

提出する出来形数量は数量のみではなく、計算根拠を明示すること。
提出する資料は事前にチェックし、手戻りのないようにすること。

第２２条　工事作業員の飲食等によるゴミ、空き缶、空きビン、吸い殻等は責任を持って処理し、工事に使用した材料、仮設材についても現場周辺に散乱、投棄のないようにすること。場合によっては請負者の負担により処理させることもあり得る。

第２３条　設計図書等に記載されているが、現場で施工する際、よりよい方法、材料等がある場合、疑問点が生じた場合は監督員に提案、照会、確認を積極的に行うこと。
「建設工事必携」（令和８年１０月）は熟読、理解し、手続き、提出書類の手戻りのないようにすること。

第２４条　請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第４章　その他

第２５条　交通誘導警備員は、１６名計上している。条件の変更が必要となる場合は、監督員と協議すること。

第２６条　各種仕様書および基準書等については、契約日時点で最新版が公表されていれば、最新のものを適用すること。